

中部国際空港セントレアと共に未来へはばたくまち条例(案)の概要について

1 趣旨

常滑市は、中部国際空港セントレアの開港以来、市民等が空港に関わる取組を通じて、市民等の空港への「愛着」を育み、空港との相互理解を深めてきました。

今後、市はさらに空港との連携を深め、市民等が空港に「関わる」取組を拡充し、市の未来を担う「人材の輩出」や「空港の利用」につなげることで“空港と共に未来へはばたくまち”を実現するため「中部国際空港セントレアと共に未来へはばたくまち条例」を制定します。

関わる

“空港があるまち”ならではの
「学び」や「交流」機会を拡充

学びや交流を通じて
より空港を深く知る

愛着

人材輩出・空港利用

国際的な文化・価値観等を理解
業界への憧れ、航空機に乗りたい

未来を担う人材の輩出
自発的な空港の利用

発展・飛躍

“空港と共に未来へ羽ばたく
まち”の実現

市と空港双方の活性化
持続的な発展・飛躍



世代を超えて空港を好きになる人を増やし、好きだからこそ自発的に利用される空港へ。

“空港と共に未来へはばたくまち”をみんなで作っていきます！

2 条例の構成（次の内容で構成・制定する）

※詳細は4ページ以降を参照

条 項	内 容
第1条 目的	市民等に対して空港に関する学び及び交流の場を拡充する取組により、市の未来を担う人材及び国内外で活躍する人材の輩出を後押しするとともに、空港の利用を促進し、もって市と空港の活性化及び持続的な発展に寄与することを目的とする。
第2条 定義	「空港」、「空港島」、「空港関連事業者」、「市民等」の各用語を定義
第3条 市の役割	(1)空港を活用した体験その他の市民等の空港に関する学びを深めるための取組 (2)空港島及びその周辺において開催するイベントその他の市民等が参加する空港に関する交流を図るための取組 (3)空港に関する情報発信に関する取組 (4)空港の利用促進に資する取組 (5)その他この条例の目的を達成するために必要な取組
第4条 空港関連事業者の役割	この条例の目的を達成するための取組を主体的に実施するよう努めるとともに、前条に掲げる取組に協力するよう努めるものとする。
第5条 市民等の役割	この条例の目的を理解し、市及び空港関連事業者がこの条例に基づき実施する取組に協力するよう努めるものとする。
第6条 財政上の措置	市は、第3条に掲げる取組を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
第7条 相互連携	市及び空港関連事業者は、この条例の目的を達成するための取組において必要な連携を図り、その効果を高めるよう努めるとともに、共に飛躍し続ける関係を築くものとする。

3 施行期日

この条例は、2026(令和8)年2月17日から施行する。

4 今後の予定

2025(令和7)年9月：市議会協議会

10月：パブリックコメント

12月：**条例案上程**(12月議会)



<参考> 航空事業者等へのヒアリング

中部国際空港株式会社をはじめ、航空事業者等11社に対して、今後の取組み等についてヒアリングを実施した。

Q1：条例の制定にあたって

- ・大変すばらしい取組で、反対する理由がない
- ・飛行機好きを増やしたい

Q2：今後、取り組みたいこと/検討したいこと

- ・子どもと保護者むけ職場体験（見学と体験で実施）
- ・中学校や高校での出前授業または高校との連携授業の新設
- ・空港や会社をもっと知ってほしい（広報とこなめ等での発信）
- ・（条例制定に合わせて）市民・事業者むけキャンペーンの実施
- ・ふるさと納税の返礼品出品（空港があるまちならではの返礼品）
- ・地域の魅力発信にむけた取組
- ・市内事業者や市の飛行機の利用促進

<参考> 今後、市民等が空港に関わる取組（例）

- ・機内食づくり体験
- ・常滑高校での連携授業（※今年度試行）
- ・折り紙ヒコーキ教室
- ・国際線エアラインによる海外文化教室
- ・空港開港記念キャンペーン新設
- ・広報とこなめによるイベント告知や会社紹介 など

＜中部国際空港セントレアと共に未来へはばたくまち条例（案）＞

中部国際空港セントレアは、中部地方の空の玄関口として、日々多くの人、モノ、そして文化が交差する場所であり、中部地方と世界を結ぶ架け橋としての役割を担っています。

空港開港以来、常滑市は、国際空港が立地する自治体としての強みを活かし、市民等に空港に関する学びや交流の場を提供する取組を行うことで、市民等の空港への愛着を育み、空港との相互理解を深めてきました。

この取組は、常滑市の未来を担う人材や国内外で活躍する人材の輩出を後押しするとともに、空港の利用を促進し、ひいては常滑市と空港双方の活性化及び持続的な発展に寄与するものです。

今後、常滑市が空港と共に更に飛躍していくためには、あらゆる世代を対象に、学びや交流の場をより一層拡充することが求められます。

ここに、空港との連携を深め、「中部国際空港セントレアと共に未来へはばたくまち」の実現に必要な取組を強く推進していく決意を新たにし、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市民等に対して空港に関する学び及び交流の場を拡充する取組により、市の未来を担う人材及び国内外で活躍する人材の輩出を後押しするとともに、空港の利用を促進し、もって市と空港の活性化及び持続的な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 空港 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成10年法律第36号）第2条に規定する中部国際空港をいう。
- （2） 空港島 常滑市セントレアの区域をいう。
- （3） 空港関連事業者 空港島において空港に関する事業を行う法人その他の団体をいう。
- （4） 市民等 市内に在住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（空港関連事業者を除く。）をいう。

（市の役割）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる取組を実施するものとする。

- （1） 空港を活用した体験その他の市民等の空港に関する学びを深めるための取組
- （2） 空港島及びその周辺において開催するイベントその他の市民等が参加する空港に関する交流を図るための取組
- （3） 空港に関する情報発信に関する取組
- （4） 空港の利用促進に資する取組
- （5） その他この条例の目的を達成するために必要な取組

＜中部国際空港セントレアと共に未来へはばたくまち条例（案）＞

（空港関連事業者の役割）

第4条 空港関連事業者は、この条例の目的を達成するための取組を主体的に実施するよう努めるとともに、前条に掲げる取組に協力するよう努めるものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、この条例の目的を理解し、市及び空港関連事業者がこの条例に基づき実施する取組に協力するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第6条 市は、第3条に掲げる取組を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（相互連携）

第7条 市及び空港関連事業者は、この条例の目的を達成するための取組において必要な連携を図り、その効果を高めるよう努めるとともに、共に飛躍し続ける関係を築くものとする。

附 則

この条例は、令和8年2月17日から施行する。